

健 第 1 2 8 6 号
平成26年12月26日

岡山県医師会長
岡山県看護協会会長
岡山県病院協会会長
岡山県病院薬剤師会長
岡山県薬剤師会長

} 様

岡山県保健福祉部長

結核治療における院内DOTS推進へのお願い

平素から本県の保健福祉行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、岡山県の結核患者数及び罹患率は緩やかに減少傾向にありますが、平成25年には年間232人の新登録患者が発生し、19人が死亡するなど、依然として結核対策は必要な状況にあります。

国の結核に関する特定感染症予防指針においても「全結核患者に対するDOTS実施率95%以上」という新たな目標が示され、平成27年1月からの登録患者より適用されることとなっています。

この指標を達成するため、県では、全県統一の服薬支援手帳「おかやま晴れ晴れDOTS手帳」を導入し、全県的に保健所を拠点とした地域の複数職種の連携による患者への服薬支援である地域DOTSを推進しております。併せて院内DOTSを推進するため、結核病床をもたない一般医療機関においても、入院患者への服薬支援等を実施していただくことが重要となっておりますので御協力を御願います。

院内DOTS推進にあたりまして、当面は、個々の患者が発生した際には、保健所・支所から、院内DOTSの実施要件や「おかやま晴れ晴れDOTS手帳」等についてご説明をさせていただくことにしております。また、院内DOTS実施にあたりましては「おかやま晴れ晴れDOTS手帳」を使用することもできますのでご活用ください。

なお、次のとおり研修会を予定しており、今後ご案内する予定です。また、院内DOTS周知用の資料も添付しており、広報媒体へ掲載いただければ幸いです。

結核治療においては、一般の医療機関の役割は重要となってまいりますので、皆様の理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、所管保健所・支所・県庁健康推進課感染症対策班までご連絡ください。また、本通知は、岡山県保健福祉部からの医療安全情報のお知らせ(<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>)にも掲載しております。

※1 別添「岡山県の結核対策 ～平成27年からの新たな指標への対応～」
結核治療に関する一般病院での院内DOTS推進

※2 岡山県結核診療連携拠点病院（国立病院機構南岡山医療センターと健康づくり財団附属病院）による研修会では、院内DOTSをテーマに実施する予定。
＜開催日＞平成27年3月12日（木）18：30～
＜場 所＞ホテルグランヴィア
＜講 師＞公益財団法人結核予防会結核研究所 加藤誠也副所長他

健康推進課感染症対策班

担当：芦田英、重實（しげざね）

TEL 086-226-7331

FAX 086-225-7283

岡山県の結核対策 ～平成27年からの新たな指標への対応～ 結核治療に関する一般病院での院内DOTS推進

岡山県保健福祉部健康推進課

岡山県では、全県統一の服薬支援手帳「おかやま晴れ晴れDOTS手帳」を導入し、全県的に保健所を拠点とした地域の複数職種連携による患者への服薬支援である地域DOTSを推進しています。新たに結核病床をもたない一般医療機関においても、入院患者への服薬支援等である院内DOTSを実施していただく必要がありますので、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 結核の現状

① 疫学

結核は、かつて国民の死因の首位を占めていましたが、戦後、生活環境の改善、化学療法剤の導入等により、結核死亡率は急速に低下しました。このため、多くの人は『結核は過去の病気』と認識しているかもしれません。しかし、現在でも、全国では、年間約2万人の新登録患者が発生し、約2千人が死亡しています。岡山県でも、平成25年には年間232人の新登録患者が発生し、19人が死亡しています。このため、早期に発見し、感染拡大を防ぐための措置を行うとともに、確実に治療することが求められています。

② 結核の治療

結核の治療の基本は、薬を最後まできちんと飲むことですが、決められた量・決められた回数を最短でも6か月という長期にわたって飲むこととなります。また、種々の副作用の可能性がある薬を複数使用することとなります。そのため、結核病床をもつ基幹病院、地域の医療機関、保健所等が連携して治療終了まで一貫した支援を行っていく必要があります。

③ 国の目標値

DOTS事業を積極的に取り組むことについては、国の特定感染症予防指針においても示されております。また、「全結核患者に対するDOTS実施率95%以上」という目標が国から示されており、平成27年1月からの新登録患者から適用されます。この目標に対応していくため、結核病床をもたない一般の医療機関においても、結核患者が入院した場合には、抗結核薬の内服について院内DOTSを実施していただく必要があります。

2. 院内DOTSの推進

院内DOTSとは、結核患者を入院させているすべての医療機関において、保健所等と連携しながら、患者様自身が服薬の重要性を理解して確実に服薬できるよう、規則的内服の動機づけを行うことであり、図1DOTSフローにおける院内DOTSの3要素とされています。なお、実施にあたっては、県で作成しているDOTS実施ツール「おかやま晴れ晴れDOTS手帳」が使用できますのでご活用ください。

このたび、結核病床を有する医療機関には、抗結核薬内服終了前に一般病院へ入院する場合、患者様が治療終了まで一貫した支援が受けられるよう、転院先へ御紹介いただくことを依頼しております。また、院内DOTS推進にあたり一般医療機関において院内DOTSを実施いただく際には、患者様の居住地の保健所からケース毎にご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

図1 DOT Sフロー

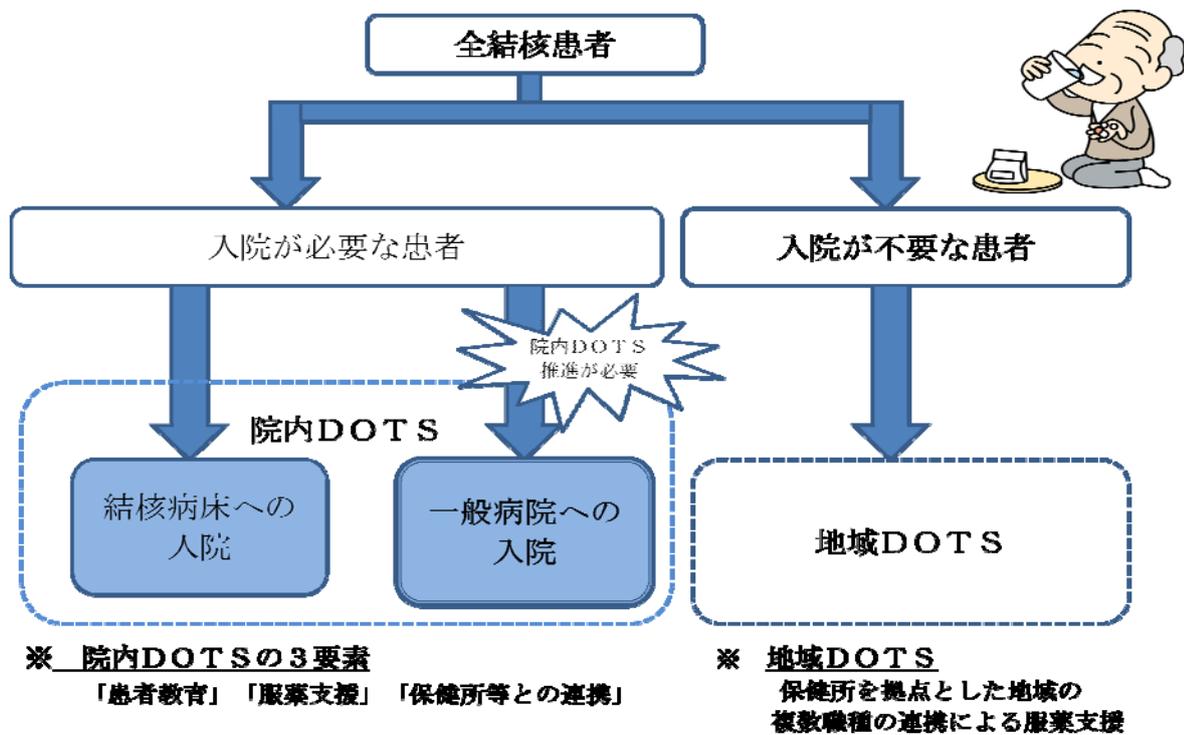


図2 おかやま晴れ晴れDOT S手帳の3要素

①医療連携パス

②服薬確認

③結核の基礎知識

活動性結核患者用

潜在性結核感染症患者用

<照会先>

健康推進課感染症対策班

TEL086-226-7331